

# セキュリティサービス利用規約

## (詐欺バスター)

詐欺バスター（以下「本サービス」という）は、フェニックスコミュニケーションズ株式会社（以下「当社」という）が運営するサービスです。本サービスをご利用いただく方（以下「利用者」という）は、詐欺バスター利用規約（以下「本規約」という）を必ずお読みください。

### 第1条（本サービス）

1. 本サービスは、トレンドマイクロ株式会社（以下「トレンドマイクロ社」という）の提供する「詐欺バスター月額版」に関して、当社所定の申込手続を完了し利用する者（以下「利用者」という）に対し、以下の通り利用規約（以下「本規約」という）を定めるものとします。
2. 本サービスは、トレンドマイクロ社の提供する「詐欺バスター月額版」を月額制料金にて利用出来るサービスです。
3. 本サービスは、利用者の特定の目的に適合すること、利用者の期待通りの機能を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと、利用者端末設備及びその中にインストールされているソフトウェア、データ等に悪影響を及ぼさないこと、その他完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
4. 本サービスは、1の利用契約に対して1のシリアルIDを提供します。
5. 本サービスは、1のシリアルIDにつき、ご契約プランの利用可能端末台数に応じてご利用いただけます。
4. サービスは、フェニックスクラブインターネットサービスご契約者および当社各サービスのご契約者以外の方でもご利用いただけます。
5. 本サービスの利用契約は、利用者が、当社の別途定める手続に従い本サービスへの申込を行い、本規約及び、トレンドマイクロ社が定める規定等に同意することをもって成立するものとします。

### 第2条（本規約）

1. 利用者は、本規約の規定に従って本サービスを利用するものとします。
2. 利用者は、本規約に加えて、当社が別途定める「フェニックスクラブインターネットサービス契約約款」（以下「契約約款」という）に従って本サービスを利用するものとします。
3. 本規約に定める内容と契約約款に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

### 第3条（契約期間）

1. 本契約の最低利用期間は、本契約成立日から起算して12ヶ月間とします。ただし、事項に定める更新がなされた場合には、更新後の期間を含むものとします。
2. 契約期間満了の1ヶ月前までに、契約者から契約終了の通知がなされない限り、本契約は同一条件でさらに12ヶ月間自動的に更新するものとし、以後も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、契約者が最低利用期間経過後に本契約を終了させることを希望する場合には、当社に対して書面により通知するものとします。
4. 起算日は、本規約第4条（利用料金等）に定める課金開始日とします。

### 第4条（利用料金等）

1. 本サービスの利用料金は、以下に定めるところによります。
2. 利用者は、本サービスの利用料金を、当社が定める以下の料金表及び契約約款第38条（契約者の支払義務）、第33条（料金の支払方法）に従い、支払うものとします。
3. 当社サービス利用契約者以外の方の支払方法に関しては、「クレジットカード」のみの支払とします。ま

た本サービスの利用料金については、当社より発行するシリアル ID 毎に適用します。

品目	単位	利用料金（税込）
詐欺バスター 個人プラン	月額/1 台版	440 円
詐欺バスター ファミリープラン	月額/3 台版	660 円

4. 本サービスの利用料金課金開始日は、当社が利用者に対し通知する設定完了通知を送信した月の翌月を課金開始日とします。

#### 第5条（著作権等）

1. 本サービスおよび本サービスに付随して作成される資料に関する著作権、特許権、商標権その他一切の権利は、当社または当社にその使用を許諾した第三者に独占的に帰属します。
2. 利用者は、本サービスを使用して、有償・無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスとして利用することが出来ません。

#### 第6条（譲渡禁止等）

1. 利用者が本規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を、貸与、売買、譲渡することはできません。

#### 第7条（禁止事項）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 本サービスの利用目的以外に使用すること
  - (2) 契約約款第18条（利用者資格の中断・取消）に定める行為
  - (3) 本サービスに使用されるソフトウェアの、リバース・エンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、修正、翻訳、改変等をする行為又はしようとする行為
  - (4) 当社又は当社にその使用を許諾した第三者が表示した著作権表示等を削除又は変更する行為
  - (5) 第三者になりすまして本サービスを利用すること
  - (6) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信すること
  - (7) 本サービスの運営に支障をきたす恐れのある行為を行うこと
  - (8) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行うこと
  - (9) その他本規約および契約約款の規定に反する行為

#### 第8条（保障・責任の制限）

1. 当社は、本サービスの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
2. 本サービスの利用に起因して、利用者またはその他の第三者に生じた一切の損害に関して、当社は一切の責任を負いません。

#### 第9条（本サービスの変更及び中止）

1. 当社は、自らの判断により本サービスの全部または一部の変更、追加、および契約約款第22条（サービスの廃止）の定めに従い、廃止ができるものとします。
2. 当社は、契約約款第20条（提供の中断）の定めに従い、自らの判断により本サービスの全部または一部の提供を中止することがあります。
3. 前項に基づき本サービスの全部または一部の提供を中止した場合、当社は、当該中止が当社の故意または重大な過失による場合を除き、利用者に生じた損害について責任を負わないものとします。また、サービスの中止に伴う利用料金の取扱については、返金または減額は行わないものとします。

#### 第10条（解約）

1. 当社は、以下に定める場合および契約約款第 29 条（当社が行う利用契約の解除）に従い何らの催告をすることなく、利用者との本サービスの利用契約を解約することができるものとします。
  - （1） 利用者が本規約または契約約款に反する行為をし、または違反状態に至った場合
  - （2） 当社が、自ら適当と判断する方法で利用者にもその旨の通知を行った場合
2. 利用者は、第 3 条（契約期間）第 3 項に従い、本サービスの利用契約を解約することができるものとします。この場合、利用者が既に支払った利用料金は、いかなる場合においても返還しないものとします。
3. 利用者は契約開始日から 12 ヶ月以内に本契約を解約する場合、利用者は、当社に対し、期間 12 ヶ月の満了月までの残存月の期間に相当する料金を解約手数料として支払わなければならないものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により本サービスの提供が継続的に困難となった場合には、利用者は解約手数料の支払いを要しないものとします。
5. 解約手数料は第 4 条（利用料金等）に基づき算出するものとします。

#### 第11条（規約の変更）

当社は、必要と判断した場合、利用者への通知及び承諾を得ることなく本規約の内容を変更することがあります。変更後の規約は当社のホームページにおいて公表するものとします。この場合利用者は、変更後の規約の適用を受けるものとします。

附則：

本規約は、2026 年 4 月 1 日から施行するものとします。